

離島航路整備事業費補助金の支出に関する措置請求（2回目）

（受付日：平成 24 年 10 月 3 日）

1 請求内容（要旨）

宇和島市は、離島航路整備法に基づき、盛運汽船(株)に対して補助金を支出しており、宇和島市が支出した補助金の半額程度を、愛媛県が宇和島市に対して補助している。

当該補助金は、盛運汽船(株)の航路損益計算書に基づいて、赤字補・の趣旨で支出されているが、盛運汽船(株)の提出した航路損益計算書に記載されている金額は、水増しされている可能性が高い。このことは、同程度の延べ運行時間である、(株)えひめ南汽船の九島～宇和島間の航路と比較すると明らかである。(株)えひめ南汽船の航路と比較することにより盛運汽船(株)の経費の水増しといえる場合を挙げているので、監査の端緒となるべき事実は指摘している。

・ 船費は、1億3,000万円～1億5,000万円程度であるが、(株)えひめ南汽船は7,000万円程度であり、船舶の数が異なる場合でも、総運航時間が同じ程度であれば、船員の数も同じ程度で足り、船費が2倍近い額になっているのは、水増しがあるからである。

・ 店費は、7,000万円以上が計上されているが、(株)えひめ南汽船は1,700万円程度であるほか、役員報酬は、約2,000万円なのに対し、(株)えひめ南汽船は28万円である。

また、船費の中の修理費は、毎年3,000万円程度が計上されているが、航路損益計算書の金額と会社自体の損益計算書の金額とが整合していない。また、仮に特別修繕準備金を取り崩しているのであれば、3,000万円の支出は不要である。

このため、知事に対し、過去10年間にわたって宇和島市に支出した補助金の返還を求めるために必要な措置を講じるよう請求する。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

本件請求における過去10年間の補助金とは、請求書等の内容から判断すると、平成14年度から平成23年度までの10年間に支出した補助金を指すものと解されるが、平成23年度の本件補助金の支出日は平成23年9月2日であり、また、平成22年度以前の支出日はいずれもそれより前であるから、本件請求は、地方自治法第242条第2項に定める請求期間を経過して行われたことは明らかであり、かつ、同項ただし書の正当な理由があるとは認められず、不適法な請求である。